

亀山市告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年6月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画高度利用地区

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ